

犯罪被害者等支援 メニューリスト

松前町

目 次

(松前町) の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2 経済的支援	
(1) 犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
(2) 商品・サービスに関する苦情、多重債務に関する相談.....	1
(3) ひとり親家庭に関する相談.....	1
(4) 犯罪被害者等支援金.....	1
(5)生活保護.....	1
(6)生活困窮者自立支援制度.....	1
(7)生活福祉資金貸付制度.....	1
3 精神的・身体的被害の回復・防止等	
(1) DV相談.....	2
(2) 人権相談.....	2
(3) 困難な問題を抱える女性に関する相談.....	2
(4) 児童虐待に関する相談.....	2

支援メニューリスト（松前町）

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

松前町 総務部 危機管理課 危機管理係	総務部危機管理課 伊予郡松前町大字筒井631番地 庁舎3階 089-989-5103
---------------------	---

2 経済的支援

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口	犯罪被害者等からの相談や問い合わせに応じます。 また、相談内容により、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	総務部危機管理課 伊予郡松前町大字筒井631番地 庁舎3階 089-989-5103
2	商品・サービスに関する苦情、多重債務に関する相談	契約トラブルや悪質商法による被害、多重債務などについて消費生活相談員が相談に応じます。	松前町消費生活相談窓口（産業課内） 庁舎2階 188（いやや）
3	ひとり親家庭に関する相談	ひとり親家庭（母子・父子）の各種相談に応じます。 また、相談内容により、必要な支援を行っている関係機関に適切につながります。	松前町子育て支援課 松前町総合福祉センター2階 089-985-4114
4	犯罪被害者等支援金	殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、または重症病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金（支援金）を給付しています。	総務部危機管理課 庁舎3階 089-989-5103
5	生活保護	生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。	保健福祉部福祉課地域福祉係 089-985-4232
6	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援制度とは、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等を行うことで「自立の促進」を図ることを目的としています。	松前町社会福祉協議会 「くらしの相談支援室」 伊予郡松前町大字筒井710番地1 089-985-4144
7	生活福祉資金貸付制度	市町社会福祉協議会が窓口となって、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるため、生活や就業時に必要な資金を無利子又は低利子で貸付けます。	松前町社会福祉協議会 地域支援課 伊予郡松前町大字筒井710番地1 089-985-4144

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	DV相談	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に応じます。 【一般相談】 月曜日～金曜日 来所 8:30～16:30 電話 8:30～16:30 (土・日曜日、祝日・年末年始は除く)	保健福祉部福祉課人権対策係 089-985-4232 保健福祉部子育て支援課子ども家庭センター係 089-985-4189
2	人権相談	人権問題ではないかと疑問をお持ちの方やお悩みの方のご相談をお伺いし、専門機関の紹介等を行っています。	愛媛県人権対策協議会松前支部 (福祉課内) 089-985-4232
3	困難な問題を抱える女性に関する相談	女性が抱える様々な悩みや配偶者等からの暴力について、電話や面接で相談に応じ、必要に応じて一時保護を行います。	保健福祉部福祉課人権対策係 089-985-4232 保健福祉部子育て支援課子ども家庭センター係 089-985-4189
4	児童虐待に関する相談	専門スタッフが調査、指導等を行い、それぞれの子どもに応じた援助を行います。 通告・相談等により児童虐待を把握した場合は、児童の安全確認を迅速に行い、必要な場合は一時保護を行います。	松前町子育て支援課 松前町総合福祉センター2階 089-985-4189